

ふじみ野市森林整備計画書

令和5年3月

計画期間

自 令和 5年 4月 1日

至 令和15年 3月31日

埼玉県

ふじみ野市

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
- 5 その他必要な事項

第3 保育の標準的な方法及び保育の基準

- 1 保育の種類別の標準的な方法
- 2 その他必要な事項

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 2 その他必要な事項

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
- 3 林野火災の予防の方法

IV その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 森林の総合利用の推進に関する事項
- 3 住民参加による森林の整備に関する事項

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

当市は、埼玉県の南部に位置し、総面積約1,464haで、森林面積約29ha、計画対象面積約21haであり、そのほとんどはクヌギ・コナラ等を主体とした二次林である。

大井弁天の森については、景観の向上を図り、森林とのふれあえる場として、特定広葉樹の育成を図るとともに、景観、休養施設等の整備を推進している。

また、ふじみ野市都市計画マスタープランにおいて、大井弁天の森に連なる緑地帯とともに亀久保・大井武蔵野地区の森林を水と緑の拠点として位置づけており、広葉樹林等を行政、山林所有者及び地域住民が協力しながら適正に管理し、休養施設等の整備を推進し、地域住民の憩いの場となるような緑地を整備している。

森林保育については、所有者によりほぼ適正な管理がなされているが、一部において倒木や下草刈りが放置されているものもある。しかし、地域環境の中で、森林の果たす役割は大きなウェイトを占めるようになることから、残された森林を適正に保全するための施策の展開が必要となっている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

① 本市全域において、森林に快適環境形成機能の維持・発揮を主に期待する。そのため、目指すべき森林資源の姿は以下のとおりとする。

・樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く諸被害に対する抵抗力の高い森林。

・住宅地に近接する森林は、除伐等の保育が適切に行われ見通しが確保できるなど、快適な環境を維持している森林。

② 大井弁天の森、亀久保・大井武蔵野地区などは保健・レクリエーション機能の維持増進を期待し、目指すべき森林資源の姿は以下のとおりとする。

・身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理されている森林。

・身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的考え方及び森林施業の推進方法

ア 森林整備の基本的考え方

① 市全域において、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

② 大井弁天の森や亀久保・大井武蔵の地区においては、景観の向上を図り、森林とふれあえる場として、広葉樹林の育成を図るとともに、休養施設等の整備を推進する。

また、森林の整備に当たり、行政、山林所有者及び地域住民が協力して適正に管理し、地域住民の憩いの場となるような緑地を整備する。他の地域についても、極力自然環境の保全に努め、住民参加による森林育成を推進する。

イ 森林施業の推進方策

伐採に当たっては、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能を損なうことなく公益的機能の発揮に十分留意するとともに、伐採後は必要に応じた造林を行う。

また、市内の平地林は大部分が広葉樹二次林ですが、目的樹種の成長を阻害する場合や生活環境の悪化を招く場合など必要に応じて整理伐を行う。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他広葉樹 (用材以外)	その他広葉樹 (用材)
全 域	35年	40年	35年	50年	10年	15年	55年

注) 標準伐期齢は、その林齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

地域森林計画に定める立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針に基づき、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨として、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、既往の施業体系、樹種の特性、その他必要な事項について定めるものとする。

立木の伐採のうち、主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立地木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

・皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図る。

・択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では、おおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定

める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整計第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとする。

なお、森林の施業区分による留意点は以下のとおりとする。

(1) 育成単層林施業

自然的条件及び多面的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所あたりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮する。また、林地の保全、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置する。

(2) 育成複層林施業

- ・択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し期間による。
- ・皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採個所の分散等に配慮する。
- ・天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮する。

第2 造林に関する事項

1 人工造林の対象樹種

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ・ヒノキ・クヌギ・ケヤキ・コナラ等	

※ 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員と相談の上適切な樹種を選択するものとし、樹種の選定にあたっては、必要に応じて品種を定めるほか郷土種などにも考慮する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について下表の植栽本数を基礎として、地位や既往の植栽本数を勘案して仕立ての方法別に定める。なお、大苗を用いて植栽する場合は、必要に応じて植栽本数を減ずることとする。

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備 考
スギ・ヒノキ・広葉樹等	疎	概ね 1, 500	
	中	概ね 2, 500	
	密	概ね 3, 200	

※ 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽について、標準的な植栽本数のうち「疎仕立て」に相当する本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による

率) を乗じた本数以上を植栽するものとする。

イ その他人工造林の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地ごしらえの方法	区域内の立木・かん木・笹・雑草類は地きわから伐倒し又は刈り払うこと。
植付けの方法	植付けに当たっては、苗木の根をよく広げ、植穴に落葉、礫等が混入しないように注意する。
植栽の時期	春植えは3月中旬～4月下旬、秋植えは9月中旬～10月下旬までに行う。なお、秋植えをする場合は寒害常習地を避け、苗木の取り扱いに十分注意する。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地について、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復、並びに森林資源の造成を図るため、皆伐の場合は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年、択伐の場合は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間を、人工造林すべき期間として定めるものとする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	クヌギ・ケヤキ・コナラ・カエデ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ・コナラ等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

(ア) 期待成立本数

樹 種	期待成立本数
クヌギ・ケヤキ・コナラ・カエデ等	10,000 本/ha

(イ) 天然更新すべき立木本数

樹 種	天然更新すべき立木本数
クヌギ・ケヤキ・コナラ・カエデ等	3,000 本/ha 以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

(ア) 天然下種更新

a 地表処理は、ササや租腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてはかき起こし、枝条整理等の作業を行う。

b 刈出しは、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。

c 植込みは、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。

d 除伐、間伐は、適正な林分構造が維持されるよう適時適切に行う。

(イ) ぼう芽更新

a 更新のための伐採については11月～3月に行い、伐採位置をできるだけ地面に接したところとし、切り口は平滑にやや傾斜させて水切りをよくする。

b ぼう芽の発生が良好でない場合には、目的樹種を植栽するものとし、植付は人工造林に準じて行う。

c 下刈りは1～3年目に行う。

d ぼう芽整理(芽かき)は、ぼう芽枝に優劣の差ができたころに下刈りと同時に行い、極力下方のぼう芽枝を残し、3～5本立ちとする。

e 除伐は、目的樹種以外の不用木及び劣勢木を対象とし、5年生前後に実施するが、不用木の除去により林冠に穴があく場合は、目的樹種の生育を妨げない程度に整理する。

ウ 伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法

更新完了の目安として、後継樹の密度がha当たり3,000本以上成立している状態とする。後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が30cm以上の稚樹、幼樹、若齢樹、ぼう芽枝等とする。

なお、更新が完了していない場合は、植樹及び更新補助作業により確実な更新を図ることとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を以下のとおり定める。

・現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

樹種	期待成立本数
クヌギ・ケヤキ・コナラ・カエデ等	10,000本/ha

5 その他必要な事項

造林については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じ、適切な更新方法を選択することとし、特に、天然更新による場合は、原状の状況を十分確認し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林又は木材等生産機能の発揮が期待され将来にわたり育成単層林として維持する森林においては人工造林によることとする。

また、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。

第3 保育の標準的な方法及び保育の基準

1 保育の種類別の標準的な方法

(1) 育成単層林

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な回数	標準的な方法	備考
下刈り	広葉樹	適宜	成長状況、雑草木の繁茂状況により必要に応じて行う。	
つる切り	〃	適宜	つるの繁茂状況により必要に応じて行う。	
除伐	〃	適宜	下層植物の生育に必要な林内照度を確保するため必要に応じて行う。	

(2) 育成複層林（下木を植栽する場合）

ア 下層木の下刈り・つる切り・除伐

植栽木の育成状況、植生の状態及び気象条件等、現地の実態に即した効率的な作業を適期に行う。

イ 上層木の枝払い

下層木の生育に必要な林内照度を確保するため、必要に応じて、上層木の枝払い

を行う。

(3) 育成複層林（下木を植栽しない場合）

ア 下刈り

雑草木の成長が旺盛で目的樹種の生育を妨げる場合、雑草木の繁茂状況を見ながら、必要に応じて下刈り（坪刈り又は筋刈り）を行う。

イ 芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、適切な芽かき作業を行う。

ウ つる切り

目的樹種の成長の妨げとなるつる類を、必要に応じて除去する。

エ 除伐

幼齢期には他の広葉樹と密生競合させることが必要であり、必要に応じて形質不良木のみを除伐する。

2 その他必要な事項

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があるもの（以下「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨並びに当該間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知を行うものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

- (1) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から②までに掲げる森林の区域を以下に定めるものとする。

区 分	森林の区域	面積 (ha)	施業の方法
①快適環境形成機能維持増進森林	全 域 1林班～4林班	21	択伐による複層林施業
②保健・レクリエーション機能維持増進森林	大井弁天の森 亀久保・大井武蔵野 地区	8	択伐による複層林施業

- ① 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
防風保安林、防火保安林や、市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響

を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林快適環境形成機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等について定めるものとする。

② 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められている森林、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、大井弁天の森や亀久保・大井武蔵野地区など水と緑の拠点等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって森林散策等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のため必要な森林等について定めるものとする。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの②に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められている森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業をそれぞれ推進する。また、アの①から②までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めるものとする。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他広葉樹 (用材以外)	その他広葉樹 (用材)
全域	70年	80年	70年	100年	20年	30年	110年

※標準伐期齢のおおむね2倍を伐期齢の下限とする。

2 その他必要な事項

上記公益的機能の区分にかかわらず、生物多様性の保全に配慮した施業を図ることとする。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

意欲ある森林所有者・いるま野農業協同組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進める。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への長期施業委託等、森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業事業者等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん、協議会の開催による合意形成等を推進することにより、森林の施業又は経営の受託等による規模拡大の促進を図る。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等の実施にあたっては、森林施業や木竹の販売、森林の保護等の森林の経営を長期にわたり行うことができることなどを定めた委託契約書等を委託者との間で締結するように努める。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定
設定なし

(2) 鳥獣害の防止の方法
該当なし

2 その他必要な事項

なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止のため、早期発見及び早期駆除に努める。松くい虫による被害は終息傾向となっているが、依然被害の続いている箇所に対しては引き続き防除対策を行う。また、ナラ枯れ被害については、監視体制を強化し、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の拡大防止を図ることとする。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除に向け、

関係行政機関、森林所有者等と連携を図りながら被害対策を図ることとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

被害防止に向け、関係行政機関、森林所有者等と協力して行うものとし、また、野生鳥獣との共存にも配慮した整備等を推進する。

3 林野火災の予防の方法

林野火災予防の広報活動や消防機関との連携を図るとともに、森林巡視を適時適切に行う。

IV その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする。

- (1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- (2) IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- (3) IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第5の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (4) IIIの森林の保護に関する事項

2 森林の総合利用の推進に関する事項

大井弁天の森については、景観の向上を図り、森林とのふれあえる場、子ども達の環境教育の場として広葉樹林の育成を図るとともに、景観、住民の利用施設等の整備を推進し、大井弁天の森に連なる緑地帯においても保存に努める。また、亀久保・大井武蔵野地区の森林を水と緑の拠点として特定広葉樹等を適正に管理し、住民の利用施設等の整備を推進し、地域住民の憩いの場となるような緑地を整備する。

施設の種類	現 状 (参考)		将 来		対 図 番 号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
大井弁天の森地区	大 井	2. 9ha	大 井	2. 9ha	1
亀久保・大井武蔵野地区	亀久保 大井武蔵野	5. 3ha	亀久保 大井武蔵野	5. 3ha	2

3 住民参加による森林の整備に関する事項

地域の財産としての森林を保全するため住民参加による森林育成を推進する。

